

平成27年度 第1回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成27年6月19日（金） 午後2時00分～3時03分
場 所：まちきた大通ビル庁舎 6階 北見市議会 第二委員会室
出 席 者：佐藤会長、岡田副会長、江野委員、稲村委員、坂本委員、高橋委員、鈴木委員、
伊東委員、三宅委員、不破委員、石森委員、信田委員、藤田委員、平野委員
（事務局）高畑保健福祉部長、三樹子ども未来部長、大栄保健福祉部次長、駒井子ども未来部次長、
高田社会福祉課長、鈴木介護福祉課長、長尾保健福祉部主幹（地域包括ケア）、
加藤子ども未来部主幹（計画）、堀子ども未来部主幹（アジア国際子ども映画祭）、
芥川青少年課長、持田社会福祉課総務係長、青木介護福祉課総務係長、
坂本介護福祉課課・給付係長、川口課員、今村課員
欠 席 者：堀口委員、古畑委員、白幡委員、吉田委員、古屋委員

会議次第

1. 諮問事項
北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度について
2. 報告事項
 - (1) 組織機構の見直しについて
 - (2) アジア国際子ども映画祭について
 - (3) 第6期介護保険事業計画における、第1号被保険者保険料の一部改正について
 - (4) 第3期北見市地域福祉計画策定の進捗状況、及び第2期北見市地域福祉計画・北見市障がい者計画の達成状況について
3. 審議事項
北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直しについて
4. その他

- 報告
(事務局) 本日は何かとご多用中のところ、本年度第1回目となります、北見市社会福祉審議会にご出席頂き、誠にありがとうございます。
新年度1回目の開催となりますが、当審議会の事務局であります保健福祉部及び子ども未来部の職員について、4月1日付で人事異動がございましたので、この場をお借りいたしまして、自己紹介をさせて頂きたいと存じます。
- 子ども未来部 部長の三樹でございます。
子ども未来部 次長の駒井でございます。
子ども未来部 主幹の加藤でございます。
子ども未来部 主幹の堀でございます。
子ども未来部 青少年課長の芥川でございます。
保健福祉部 介護福祉課長の鈴木でございます。
- (事務局) それでは開会に先立ちまして、佐藤会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 開 会
(会長) 本日は、大変お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。本日は、27年度第1回目の審議会となりますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。
- (事務局) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行は、佐藤会長にお願いいたします。
- (会長) それでは、ただ今から、平成27年度第1回北見市社会福祉審議会を開会いたします。はじめに、会議の成立及び諸般の報告について、事務局より説明願います。
- 会議の成立
(事務局) 本日の出席委員数は、19人中14人です。
白幡委員、吉田委員、古屋委員、古畑委員、堀口委員は、所用のため欠席される旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。
また、学識経験者区分で長年審議会委員としてご尽力頂きました、大西 章恵委員は、3月末で日赤看護大学を退官されましたことから、本審議会委員につきましても辞任したい旨、ご連絡がありました。
尚、後任については同大学に推薦依頼中のため、決定次第ご報告させていただきます。
続きまして、恐れ入りますが、お手元の配布資料の確認をお願いいたします
- 配付資料の確認 —
- 尚、事前配布資料で1点訂正がございます。資料12ページをお開き願います。
子ども未来部の組織機構図、左側の4月1日現在の職員数ですが131人となっておりますが、正しくは142人です。訂正してお詫びいたします。
私からは以上です。
- (会長) ただ今事務局から、日赤看護大学選出委員については、推薦依頼中であるとの説明がありました。本日は、北見保健所様と北見児童相談所様につきましても、人事異動に伴い、6月1日付で委員に変更がございました。本日、後任の委員1名の方がいらっしゃっておりますのでおそれいりますが、北見児童相談所様に、自己紹介をお願いいたします。

議題 諮問事項

(会長)

ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に基づき、議事を進めてまいります。

本日は、諮問事項が1件、報告事項が4件、審議事項が1件の予定でございます。はじめに、1の諮問事項「北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直し」について櫻田市長にご臨席頂いておりますのでご挨拶に引き続き、本審議会条例第2条の「審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉の諸施策に関する事項について調査審議し、又は意見を具申するもの」に基づき、諮問がございまして、ご了承頂きたいと存じます。

それでは、櫻田市長、よろしくお願いいたします。

(市長)

みなさんこんにちは。委員の皆様におかれましては、何かとご多用中のところ、ご出席頂き、誠にありがとうございます。

日頃より、市の保健福祉行政はもとより、市政全般にわたり、大変お力添えを頂いておりますことに、改めまして、御礼を申し上げる次第でございます。

さて、先般、国立社会保障人口問題研究所から、最新の将来人口推計の結果が明らかにされました。これによりますと、道内の人口は、25年後の2040年時点で、現在のおよそ550万人から、419万人、およそ130万人減少するとのことであります。

北見市におきましても、総人口で、現在の12万1千人から、およそ9万5千人にまで減少することが予測されておりますけれども、子どもの減少に何とか歯止めをかけ、北見市の未来を担う子どもたちが、健やかに成長できる環境づくりを目指し、本年3月に、『北見市子ども・子育て会議』の意見を踏まえ、策定いたしました『北見市子ども・子育て支援事業計画』推進のため、子育て支援、幼児教育、保育、青少年健全育成を一元的に担う部局として、『子ども未来部』を創設した次第でございます。

一方、高齢者、介護、障がい福祉行政の分野におきましては、本年3月に『第6期北見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』と『第4期北見市障がい福祉計画』を策定し、高齢者や、障がいのある方が、安心して暮らせるよう、計画推進に努めてまいりますほか、平成28年度にスタートする、福祉分野の総合計画であります『第3期北見市地域福祉計画』の策定に向けまして、本審議会の委員の皆様をはじめ、策定委員会の皆様には、大変お世話になっていると伺っており、引き続き、策定の完了まで、お力添えを賜りたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。

また、本日は、このあと、市が永年にわたり取り組んでまいりました高齢者・障がい者福祉施策の重点施策でありますバス料金助成事業の見直しにつきましても、お諮りをさせて頂く予定となっておりますので、委員の皆様方にはそれぞれの専門分野から忌憚のないご意見とご提言を賜りますことをご祈念いたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、諮問させていただきます。

北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度について。

本市は、平成12年6月、高齢者及び障がい者の自立と社会生活の拡大を支援するため、高齢者等に無料バス乗車証を交付する本制度を導入し、1市3町の合併を経て、平成21年10月1日から現行制度に一元化し、今日に至っております。

北見市バス乗車証の交付件数は2万件を上回り、利用者も年間のべ110万人を超えているなど、本制度が高齢者や障がい者の「生活の足」として定着していることはもとより、社会参加の促進や健康増進、買い物弱者対策、環境貢献、交通安全など、高齢化の進展が著しい本市において、本制度が果たす役割は、今後ますますその重要性が高まるものと考えております。

しかしながら一方では、本制度を利用することが困難な方との不均衡感や、後年度への財政負担が懸念されるとともに、行財政改革推進計画においても、自主性・自立性の高い

財政運営の確保に向けて事務事業の見直しが必要な項目として位置付けております。

については、本制度が果たす福祉施策における重要性を踏まえつつ、持続可能な制度のあり方について検討を進めることが必要であるとの認識に立ち、本市を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応するため、受益者負担と利用者の視点に立った制度のあり方と見直しに関する基本的方向性について、北見市社会福祉審議会条例第2条に基づき、諮問いたします。

(会長) ただいま、諮問書を受け取りましたが、市長におかれましては、この後他の公務がござい
ますので、退席させていただきますので、委員の皆様、宜しくお願いいたします。

(市長) 委員の皆様、ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

— 市長 退席 —

議題 報告事項

(会長) なお、諮問事項につきましては、次第2の報告事項の終了後、お手元の次第の3で、改
めて、ご審議頂きたいと考えておりますのでご了承頂きたいと存じます。

それでは、次第の2. 報告事項に移ります。

報告事項の1番目、組織機構の見直しについて、事務局に、説明を求めます

(1) 組織機構の見 直しについて

(事務局)

それでは、報告事項1、組織機構の見直しについて、ご説明させていただきます。事前
配布資料の1ページ及び2ページをご覧くださいと思います。

本年4月、平成24年に成立した子ども・子育て関連法に基づく新制度の対応と、子育て
支援や保育を一元的に担う組織体制を構築するため、新たに子ども未来部が設置され、
3月まで保健福祉部で所管しておりました、子育て支援推進室を子ども未来部に移管する
組織機構の見直しを行いました。このことに伴い、本市の福祉事務所の設置条例でござい
ます、北見市福祉に関する事務所設置条例を改正し、福祉事務所の組織については、保健
福祉部と子ども未来部の2部体制となったところでございます。

次に、本日配布いたしました追加資料の、北見市福祉に関する事務所設置規則をご覧い
ただきたいと思います。福祉事務所を構成する課につきましては、保健福祉部では社会福
祉課、介護福祉課、及び保護課の3課、子ども未来部では、子ども支援課、保育課、青少
年課、端野青少年課、常呂青少年課、留辺蘂青少年課、及び子ども総合支援センターとな
り、福祉事務所の所長につきましても、保健福祉部長及び、子ども未来部長の2名体制と
なったところでございます。また、併せて事務体制につきましても、担当制から係制に変
更になりました。

次に、資料3ページをご覧くださいと思います。

保健福祉部の所管事項についてご説明させていただきます。まず初めに、組織機構でござ
いますが、見直しに伴い保健福祉部は、社会福祉課、介護福祉課、保護課、次のページ、
4ページの国保医療課、健康推進課の5課体制となり、職員体制につきましては、3ペー
ジの左側網掛け部分になりますが、部長職1名、次長職2名、課長職5名、主幹職3名、
係長職27名、係員82名、再任用職員1名の合計121名となっております。なお、資
料の太字箇所につきましては、係名の変更のほか、4月1日人事異動により、配置替えと
なった係長の名前をお伝えしております。

次に資料5ページをご覧くださいと思います。

保健福祉部の事務分掌につきましては、(1)社会福祉に関する事項から、(5)保健に
関する事項までとなっております。なお、6ページから11ページにかけて、保健福祉部
に所属する課、係の事務分掌を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

引き続き、新たに設置されました子ども未来部の所管事項についてご説明させていた
だきます。

(事務局)	<p>新たに設置されました、子ども未来部の所管事項についてご説明させていただきます。資料1 2ページ、1 3ページをご覧ください。子ども未来部組織機構図でございます。ただ今保健福祉部長から説明がありましたが、3月まで保健福祉部の子育て支援推進室でありました子ども支援課、保育課、子ども総合支援センターと、教育委員会社会教育部の所管でありました青少年課を合わせて子ども未来部としたものであります。また、端野、常呂、留辺蘂各自治区に関する青少年課関係については、資料1 3ページに記載のとおり、各自治区の参事のもと、青少年課を配置したところであります。なお、組織機構改革により新たに設置した部ではあります、変更等について太字箇所としております。</p> <p>戻りまして資料1 2ページ左側の網掛け部分には、役職に応じた職員数を記載しており、部長職1名、次長職4名、課長職7名、主幹職5名、係長職2 7名、係員8 7名、再任用職員1 1名、合計1 4 2名で構成されております。</p> <p>次に、資料1 4ページをご覧くださいと思います。</p> <p>子ども未来部の事務分掌は、(1)次世代育成に関する事項、(2)青少年に関する事項であります。また、子ども未来部に所属いたします課、及び係の事務分掌につきましては、資料1 6ページから1 9ページに記載しておりますが、説明については省略させていただきます。なお、組織図同様変更等につきましては、太字箇所としております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、子ども未来部所管事項についての説明を終わります。宜しくお願いいたします。</p>
(会長)	<p>ただ今事務局より、組織機構の見直しについて説明がございましたが委員の皆様から、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
(委員)	<p>2ページの北見市福祉に関する事務所設置条例で、職員の定数は2 6 0人以内とありますが、今の説明によりますと、保健福祉部が1 2 1人、子ども未来部が1 4 2人、合計すると2 6 3名ということで、設置条例の定数をオーバーしてしまうのではないかと思います。</p>
(事務局)	<p>福祉事務所につきましては、保健福祉部のうち社会福祉課、介護福祉課、保護課が福祉事務所の位置づけになっております。残りの国保医療課、健康推進課合わせて4 4名につきましては福祉事務所の位置づけではないことですから、合計すると2 6 0名を下回るという形になります。</p>
(会長)	<p>続きまして、報告事項の2番目、アジア国際子ども映画祭について、事務局に説明を求めます。</p>
(2) アジア国際子ども映画祭について (事務局)	<p>それでは、アジア国際子ども映画祭についてご説明いたします。資料2 0ページをご覧ください。まず、「アジア国際子ども映画祭」は、作品のテーマにもとづき、子ども達が自ら制作した3分間の映像作品をコンテストすることも達のための映画祭で、国内及び海外の、小学生から高校生までを参加対象としております。近年子ども達を取り巻く環境は様々な問題を抱えており、子ども達に少しでも夢や希望をあたえたいという思いから平成1 9年から開始されたイベントであります。その本大会を平成2 7年度より北見市において開催し、青少年健全育成事業及び、北見市合併1 0周年記念事業として位置づけ実施を予定しております。</p> <p>開催に当たりましては、国庫補助及び外務、文化、法務各省庁また、本事業に賛同していただいている自治体、大手民間企業等の協力も得ながら、これまでの開催地におけるノウハウを引き継ぎ実施してまいります。</p> <p>また、本映画祭は、全国はもとよりアジア圏の各国より多くの青少年が集うことから青少年の交流が図ることができ、北見の青少年の全国的・国際的視野を広げるとともに、イベント観覧者等も含め各地より1, 3 0 0人程度見込まれ、コンベンション事業としての</p>

効果も期待できると考えております。

開催日時は本年11月28日土曜日、北見市民会館を会場として開催いたします。本年4月に東京で開催されました実行委員会で正式に承認され事務局の引継を受けてまいりました。

応募作品数につきましては、資料20ページ下段に記載しておりますが、昨年度実績で国内132作品、海外15カ国44作品が出品され、全国各ブロック大会の予選を通過した作品を審査し、本大会で入賞作品の上映と表彰を行います。

また、映画祭開催に併せて、外務省協力のもと、アジア各国参加者と国内参加者及び北見市子どもたちとの交流事業を行い、子どもたちの社会的視野を広げることで健全育成に寄与できると考えております。なお、開催後におきましては、専門家による作品の作者の深層心理分析等を行い、今後の青少年教育に役立てる予定となっております。

以上でアジア国際子ども映画祭についての説明を終了させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(会長) ただ今事務局より、アジア国際子ども映画祭について、報告がございましたが、何かご質問等はございませんか。

－ 質問なし －

(会長) 続きまして、報告事項の3番目、第6期介護保険事業計画における、1号被保険者保険料の一部改正について、事務局に説明を求めます。

(3) 第6期介護保険事業計画における、第1号被保険者保険料の一部改正について

(事務局)

お手元の資料の21ページをお開きください。改正理由につきましては、公費投入による低所得者の第1号保険料軽減に係る介護保険法施行令が、平成27年4月10日に公布されたことにより、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画における、第1号被保険者の保険料のうち、所得段階が第1段階の保険料率の減額に係る規定について所要の改正をおこないました。

改正内容につきましては、基準額に乗ずる割合を0.5から0.45とし、年額保険料を34,900円から31,400円にすることにより、3,500円減額となり、前計画である第5期計画における、旧第1・旧第2段階の保険料額と同額になったところですが、

条例改正に伴う歳入の補正予算であります。軽減所要額は2,626万円が見込まれ、その所要額については、国などによる公費負担となっております。

資料の22ページにつきましては、介護保険計画ができて、平成27年4月1日施行というところですが、ここの部分の一番上の第1段階、算出式と書いてある基準額×0.5のところ、前ページに戻っていただきまして、年額34,900円から31,400円にさせていただいたということでございます。

私からの説明は以上であります。

(会長) ただ今事務局より、介護保険料の改定について、説明がございましたが、何かご質問等はございませんか。

－ 質問なし －

(会長) 次に、報告事項の4番目、第3期北見市地域福祉計画策定の進捗状況及び、第2期北見市地域福祉計画並びに北見市障がい者計画の達成状況について、事務局に説明を求めます。

(4) 第3期北見市地域福祉計画策定

それでは、私の方から、第3期北見市地域福祉計画の進捗状況につきまして、説明させていただきます。事前配布資料の23ページをご覧ください。

の進捗状況、及び第2期北見市地域福祉計画・北見市障がい者計画の達成状況について
(事務局)

現在、平成28年度から平成32年度の5ヵ年を計画期間とする第3期計画の策定を、公募2名を含む市民20名から構成される市民組織の『北見市地域福祉計画策定委員会』で進めており、昨年12月29日に第1回、本年1月29日に第2回、2月26日に第3回、3月26日に第4回の全体会議を行い、市の様々な計画の説明を行い、4つの基本目標別の部会を設置いたしました。

平成27年度に入り、4月14日に策定委員会の委員長、副委員長、4つの部会長で小委員会を行い、『地域福祉を考える住民懇談会』の開催や、日程、会場等を話し合いました。その後、5月に入り、各部会を開催し、現行の第2期計画の事業内容や、現況、効果、課題等を各部会とも2回に分けて説明を行いました。

資料24ページをお開き下さい。こちらは策定スケジュールとなっております。今後、地域課題の聞き取りということで、資料25ページの通り、7月6日から8月7日まで、市内15か所を開催場所とする『地域福祉を考える住民懇談会』を開催し、地域における課題や、市民ニーズの聞き取りを座談会形式で行う予定となっております。

住民懇談会を開催するにあたり、広報7月号への記事掲載、様々な団体等へチラシ及び案内文を配布いたします。配布するチラシについては、25・26ページに掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。開催場所についても、こちらに記載されておりますのであわせてご覧ください。

なお、懇談会で聞き取りした地域課題や、市民ニーズについては秋以降本格化する具体的な定稿作業に盛り込んでいくよう4つの部会で話し合っ進めていきたいと考えております。

第3期北見市地域福祉計画の進捗状況について、私からの報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成25年度の第2期北見市地域福祉計画進捗状況につきまして報告させていただきます。事前配布資料27ページをご覧ください。

第2期北見市地域福祉計画進捗状況(成果)報告【H25年度】についてであります。実施状況の統括表を掲載しております。左から『基本目標』、『主要施策数』、『実施済又は進行中の施策数』、『未実施の施策数』となっており、基本目標別に施策数を実施済又は進行中のものを太字で表記しております。

中段の『計画の主要施策』は、基本目標別の、総施策数46に対し、全ての施策が平成25年度までに実施済又は進行中となっております。

次の『主要施策に対応し実施した事業』についてであります。基本目標の中で設定した主要施策の全体で123事業のうち、北見市が中心になり取り組んだ事業50事業、社協が中心になり取り組んだ事業53事業、事業者が中心になり取り組んだ事業12事業、市民が中心になり取り組んだ事業8事業となっております。

続きまして、28ページ目となります、『H25年度に新たに実施した事業』ですが、①施設整備関連、主に建物構築等のハード事業についてはありませんでした。②推進事業関連、講習会等のソフト事業ですが、記載の7事業を行いました。

続きまして、29ページ、第2期北見市地域福祉計画『施策体系及び実施事業(取組)』一覧をご説明させていただきます。基本目標別に、実施実績状況をまとめ、記載しております。実施実績状況が◎のものは進行中・実施済、×は未実施となっており、25年度の実績状況を記載しております。尚、推進事業の下のカッコとじのページ数については、第2期北見市地域福祉計画冊子版のページ数となっております。

それでは、基本目標ごとに区切って報告いたします。まず、基本目標のIは『地域福祉の担い手づくり』となっております。「福祉教育推進ネットワークの構築」から「障がい者や認知症に対する正しい情報の提供」まで16の主要施策がございますが、全ての主要施策が実施済み或いは進行中です。

基本目標のII『地域福祉ネットワークづくり』では、推進事業の地域課題を考える「地域課題を考える住民懇談会の開催」から「地域の防犯活動の推進」まで13の主要施策が

ございますが、すべての施策が実施済みあるいは進行中であります。

基本目標のⅢ『多様なサービス提供の仕組みづくり』では、「地域での相談窓口の充実」から「福祉サービス事業所の第三者評価・自己評価の促進」まで10の主要施策がござい
ますが、こちらもすべての施策が実施済みあるいは進行中であります。

基本目標のⅣ『くらしを支える環境づくり』では、「全市的な障がい者雇用の啓発と情
報提供」から「地域のバリアフリーの推進」まで7の主要施策がござい
ますが、事業のすべての施策が実施済みあるいは進行中であります。

以上で、第2期北見市地域福祉計画進捗状況報告について説明を終わらせていただきま
す。

引き続きまして、北見市障がい者計画進捗状況につきまして報告させていただきます。
事前配布資料35ページをご覧ください。こちらは、参考資料であります。平成26年
3月末の各障がい者手帳の所持されている方の資料となっております。ご確認いただけれ
ばと思います。

資料36ページをご覧ください。北見市障がい者計画進捗状況（成果）報告【H25年
度】についてでありますが、実施状況の統括表を掲載しております。左から『基本目標』、
『主要施策数』、『実施済又は進行中の施策数』、『未実施の施策数』となっており、基本目
標別に施策数を実施済又は進行中のものを太字で表記しております。中段の『計画の主要
施策』は、基本目標別の、総施策数79に対し、78の施策が平成25年度までに実施済
又は進行中となっており、未実施の施策につきましては1つとなっております。

次の『主要施策に対応し実施した事業』についてでありますが、基本目標の中で設定し
た主要施策の全体で180事業のうち、北見市単独もしくは助成・協力して取り組んだ事
業102事業、国・道補助事業等として取り組んだ事業57事業、民間等が中心になり取
り組んだ事業21事業となっております。

続きまして、『H25年度に新たに実施した事業』でありますが、①施設整備関連、主
に建物構築等のハード事業についてはありませんでした。②推進事業関連、講習会等のソ
フト事業でありますが、記載の3事業を行いました。

続きまして、37ページ北見市障がい者計画『主要施策の体系及び実施事業(取り組み)』
一覧をご説明させていただきます。基本目標別に、実施実績状況をまとめ、記載しており
ます。実施実績状況が◎のものは進行中・実施済、×は未実施となっております。

それでは、基本目標ごとに区切って報告いたします。まず、基本目標のⅠは『地域生活
支援体制の充実』となっております。「施策区分-1生活支援」、「施策区分-2保健・医
療」の中で33の主要施策がござい
ます。その中で「福祉オンブズパーソン制度の創設」
が未実施でそれ以外は実施済みあるいは進行中となっております。

次に基本目標のⅡ『自立と社会参加の促進』では、「施策区分-1教育・育成」から「施
策区分-3社会参加」まで23の主要施策がござい
ますが、全てにおいて実施済みあるい
は進行中となっております。

基本目標のⅢ『バリアフリー社会の実現』では、「施策区分-1啓発・広報」から「施
策区分-3情報・コミュニケーション」まで23の主要施策がござい
ますが、こちらも実
施済みあるいは進行中となっております。

また、現在未実施の施策である「福祉オンブズパーソン制度の創設」についてでありま
すが、国の動向や、制度の在り方について検討しているところであります。

以上で、北見市障がい者計画進捗状況報告について説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただ今事務局より、第3期北見市地域福祉計画、及び北見市障がい者計画について報告
がございましたが、何かご質問等はございませんか。

－ 質問なし －

議題 審議事項

(会長)

それでは次に、3. 審議事項に移ります。

先ほど、市長から諮問がございましたが、「北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直し」について、事務局に補足説明を求めます。

北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度の見直しについて

(事務局)

それでは、私から、諮問事項に関する補足説明をさせていただきます。先ほど市長が説明いたしましたとおり、北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成制度は、市の独自事業として、長年にわたり取り組んでまいりました事業ではございますが、制度が利用できる方と制度が利用できない方との間に不均衡が存在していること、今後の利用者の増大に伴い、市の財政負担の問題があることなど、制度の見直しが必要な時期に来ていると認識しているところであります。

しかしながら、この制度の目的でございます、高齢者及び障がい者の自立と、社会生活の拡大への支援はもとより、健康増進や買い物弱者対策、バスを利用して中心市街地を訪れて頂くことによる経済効果など、目には見えない様々な波及効果をもたらしているのも事実であり、制度の見直しにあたりましては、持続可能な事業運営と、利用者の視点にたった慎重な議論が必要であると考えております。このため、現在、この制度の利用者と利用されていない方の両方の市民を対象としたアンケート調査の実施に向け、準備を進めているところでございます。また、他都市の類似事業に関する情報収集を含めまして、事務局で、議論に必要なデータを取りまとめて提示させて頂く予定でございますので、なにとぞ、活発なご議論をお願いし、答申頂きますようお願い申し上げます。

私からは以上ですが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせます。

(事務局)

それではバス料金助成制度の見直しについて、お手元の表紙が緑色の資料に基づき、説明させていただきます。

1 ページをお開きください。事業目的と、右側に乗車証のサンプル画像をお示しておりますが、事業目的は、記載のとおり高齢者や障がい者の自立と社会生活の拡大を支援することと、本制度の根拠であります、バス料金助成規則に規定しております。(1) 運行業務の受託事業者は、現在北海道北見バス株式会社と網走バス株式会社で、(2) 乗車証の交付対象者は、満70歳以上の方と、障がい者手帳をお持ちの方で、身体障害者手帳をお持ちの方は、1級から4級に限定されております。制度化当初からの経過について、その下に記載しておりますが、合併前の平成12年に制度化し、合併後、制度を一元化するまでの暫定措置として、北見自治区以外の三自治区については、バスカード等購入助成券を交付しておりました。その後、平成21年10月1日から現行制度に一元化し、今日に至っております。この間、津別町営バスから、北見バスへの路線運行主体変更により、現在は、先ほどご説明いたしました2社が運行業務にあたっております。

2 ページをお開きください。1. 北見市バス乗車証利用者の年度別推移についてですが、棒グラフの青色は、乗車証の交付対象者、赤は、実際に交付した人数を示しております。制度化2年後の23年度から、年々増加傾向にあり、一番右側の26年度実績で、交付対象者は33,488人、交付者は21,032人に達しております。その下のオレンジの折線グラフは、利用延べ人数の実績ですが、一番右側の平成26年度実績で、111万9,594人の利用実績となっております。次に、2. 運行業務委託料の年度別の推移を同じく折線グラフで示しておりますが、22年度、およそ1億2,200万円で、4年後の26年度は、およそ1億3,400万円となっております。

3 ページをお開きください。市が、取組を進めております行財政改革推進計画におけるこの制度の位置づけでございますが、23年度から25年度までの中期計画で、新規に取組項目として位置付けられ、現在、26年度から28年度までを計画期間とする、後期計画全体で70項目の1つに、引き続き位置付けられております。記載のとおり、自主性、自立性の高い財政運営の確保のため、経費の節減合理化等財政の健全化が必要であると、将来にわたって安定した行財政運営を進めるため、自らの財政状況を分析し、中長期

的な財政収支見通しにたった、抜本的な歳出削減や歳入確保策などにより、「歳入に見合った」財政構造への転換を進めます、としております。

次に4ページをお開きください。

人口減少問題が最近頻りに報道で取り上げられておりますが、厚生労働省所管の国立社会保障・人口問題研究所による北見市の将来人口推計を、参考としてお示しさせていただきました。

右の赤字で示しておりますパーセント比率ですが、これは、2035年時点における同研究所の推計人口を2015年の人口で除したもので、5歳区切りの年齢別の数値でございますが、北見市におきましても少子高齢化が確実に進展すると予測されており、特に15歳から64歳までの生産年齢人口のうち、中ほどの40歳から44歳までの年齢層の人口の減少が著しいことが示されております。また、中段、オレンジでお示しておりますが、2035年時点でのバス乗車証の交付対象者は、2015年比で、およそ20.5%増加すると推計されております。

その下の表は、2005年時点を100とした場合の人口指数、及び、15歳未満の年少人口、15歳から65歳未満の生産年齢人口、65歳以上の老年人口、75歳以上の人口の4つに区分して、総人口に占める割合を表しております。

5ページをお開きください。この制度の見直しに係るスケジュール案をお示しさせていただきました。一番上に緑色で、本審議会について記載しておりますが、明年3月31日を以て、現行の乗車証の有効期限が満了となることから、乗車証の一斉更新に向けた準備に必要な期間から逆算して概ね、10月中旬までには、本審議会の答申を賜りたいと考えております。2段目には、本審議会の答申の後、10月下旬を目途として、市議会福祉民生常任委員会への報告を、飛びまして4段目には、先般、議会からご指摘頂きました市民アンケートを、8月中旬までの期間の間で実施を予定したいと考えており、5段目には、市民周知期間をお示しさせて頂いております。6段目にはそのための実務レベルでの移行準備スケジュールを、大まかではありますがお示しさせていただきました。

私からは以上でございます。

(会長) ただ今事務局より、補足説明がございましたが、これについて何かご質問等はございましたら、先にお集めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

－ 質問なし －

(会長) 諮問をいただきまして、審議会で議論をしていくということになるわけですが、先ほど事務局から説明がありましたように、10月の中旬までに結論を出していただきたいというスケジュールでございます。まず、この諮問された事項についてどのような方向で協議を進めていけばいいのかということを委員さんと議論をしたいと思いますが、この執り進めかたについて何かご意見がある方がいければご発言いただければと思います。

(委員) 先ほど市長から諮問をいただきまして、極めて重要な事項でありますので、本審議会において議論を行い、答申案を策定する必要があると考えますが、この問題については市民の関心が非常に高いという状況から、軽々に結論を出すべきではないという気がしますし、議論を行うための基礎となる他都市の類似制度の状況や、市民アンケート調査結果の取りまとめなど、実務レベルの作業に一定程度時間がかかるのではないかと思います。

ですので、数回の審議会で議論を深めていくというのはどうかと思いますので、一定のレベルの議論を尽くした上で、審議をするという方が好ましいと思います。幸い、この審議会には部会が設置されておりますので、この制度に最も関連が深い、「高齢部会」を活用して議論を進める方が効率的ではないでしょうか。高齢部会で答申案のたたき台を作った上で、それに基づき、議論を進めたら良いのではと考えますが、いかがでしょうか。

(会長) ただ今、委員から、答申案のたたき台を本審議会に設置されている高齢部会で作っていただいて、それをもとに議論を進めたらどうか、とのご提案がありました。他の委員の皆様、いかがでしょうか。

－ 異議なし －

(会長) それでは、高齢部会の皆様には大変ご苦勞をかけることとなりますが、是非高齢部会の中で揉んでいただいて、一定のたたき台として作っていただいて、それをこの審議会で最終的に協議するというような形で執り進めたいと思います。

高齢部会の坂本部長から何かございましたらご発言お願いいたします。

(委員) 先ほど委員さんからもお話がありましたけれども、非常に重たい課題だなという風には思っています。しかしながら、色々な観点から、委員の皆様から忌憚のない意見をいただきながらたたき台を作って、審議会でご議論いただくということで、可能な限り、市から示されたスケジュールに沿った形で、たたき台を作れるよう努力していきたいと思っておりますので、宜しくお願ひいたします。

(会長) 先ほど事務局からご説明がございましたが、市の方でアンケート調査を実施するというようなお話がありました。このアンケート調査の結果についての提議の取扱いといたしますか、その辺を皆さんとご協議しておきたいと思っておりますけれども、アンケート調査の結果ですから、実質議論していただく高齢部会には直ちに提議していただかなければならないと思っておりますが、高齢部会以外の委員の皆様への結果の提示というの、最低限郵送なりで行っていただくことが必要かと思っております。この辺について、事務局はどのようにお考えでしょうか。

(事務局) アンケート調査につきましては、議会からも質問を頂戴いたしまして、市の責任において実施をするということで答弁をさせていただいております。先ほど説明いたしました、アンケート調査の準備を現在進めておまして、他市町村の類似事業の調査も併せて行っております。そのアンケート調査の実施につきまして、固まりましたら委員の皆様及び、高齢部会の皆様にご報告させていただきます。取りまとめについては、事務局で行いますが、その結果につきましては、会長が仰ったとおり、郵送で報告させていただくというようなことを検討しております。

(会長) 本日予定しておりました議事は、以上をもちましてすべて終了いたしました。全体を通して、委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。

－ 質問なし －

(会長) それでは、次第の「その他」について、事務局から連絡事項等はございませんか。

その他

(事務局) 審議事項につきましては、高齢部会でご協議いただくということでご承認賜りましたので、大変恐れ入りますが、高齢部会の委員の皆様には、この後、部会の開催スケジュールについて打ち合わせをさせていただきたいと思っておりますので、若干のお時間を頂戴いたしたいと存じます。

(会長) 高齢部会の皆様は、申し訳ございませんが、宜しくお願ひいたします。
それでは、以上をもちまして、「平成27年度 第1回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。長時間にわたり大変お疲れ様でした。

— 終了 午後3時03分 —